

1. かほく市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

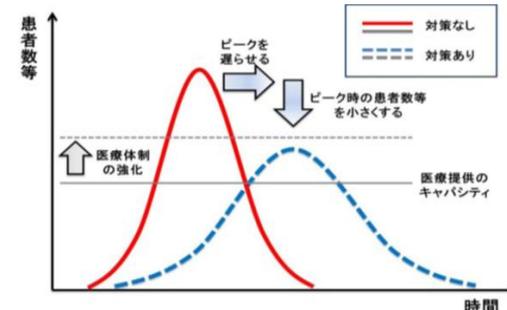
【目的】

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【新型インフルエンザ等対策行動計画とは】

- ・上記の目的を達成するため、感染症の発生段階に応じて、取るべき具体的な対策をまとめた計画。
- ・有事においては、行動計画の様々な対策の選択肢(メニュー)を参考に、対策を行う。

〈対策の概念図〉



【新型インフルエンザ等対策行動計画の位置づけ】



【計画の期間】

- ・令和8年度から
- (概ね6年毎の政府行動計画の改定を踏まえ、県行動計画の改定を参考に、市行動計画を改定)

【対象疾患】

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ・新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

【これまでの経緯】

- ・平成21年9月:市行動計画策定
- ・平成26年3月:市行動計画改定

【改定の趣旨】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国において、令和6年7月に政府行動計画を改定(平成25年の策定以来、初の抜本的改正)
- ・石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月改定)に基づき、市行動計画を改定する

2. 改定のポイント

(1) 対策時期の区分けに応じた対策の充実

これまでの計画は、発生時期ごとの内容でしたが、今回の計画では感染拡大と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対応できるよう、対策時期を3期(①準備期、②初動期、③対応期)に区分しました。

(2) 新型インフルエンザ以外の感染症にも対応

これまでの計画は、新型インフルエンザを中心とした内容でしたが、今回の計画では新型コロナの経験を踏まえ、新興感染症(全国的かつ急激なまん延のおそれあるもの)にも対応できる内容となりました。

(3) 平時からの備えを充実

これまでの計画は、発生時以降の対策が中心でしたが、今回の計画では平時からの備えを充実し、発生時の迅速な対応に備え、実効性のある訓練を定期的実施すること等が加われました。

(4) 対策項目の充実

これまでの計画、新しい計画ともに、対策項目は7項目ですが、新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、以下のとおり記載内容を充実しました。

①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

3. 新型インフルエンザ等対策項目の主な取組内容【7項目】

①実施体制

【目的】

- ・市における関係部局の役割を整理するとともに、有事に機能する指揮命令系統や組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。
- ・訓練等を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、会議等を通じて関係機関間の連携強化を図る。

準備期

- ・実践的な訓練の実施
- ・市行動計画等の作成や体制整備・強化
- ・関係機関との連携の強化

初動期

- ・初動対応、市対策本部の設置等
- ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保

対応期

- ・基本的対処方針の内容を踏まえた対策の実施

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【目的】

- ・市民等が、適切に判断・行動できるよう、平時から感染症対策等について必要な情報提供・共有を行い、感染症に関する知識を深め、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。
- ・双方向のリスクコミュニケーションができるよう、市民等の反応や必要としている情報を把握し、情報提供・共有の項目や手段、方法等について整理する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する情報提供・共有(偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発を含む) ・発生時における情報提供・共有体制の整備等 ・双方向のコミュニケーションの体制整備の準備や取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期の対応の継続 ・リスク評価に基づく方針の決定・見直し

③まん延防止

【目的】

- ・感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。
- ・まん延防止対策による社会的影響を緩和するため柔軟かつ機動的に対策を切り替え、市民や事業者の理解促進に取り組む。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・発生時の対策強化に向けた市民の理解や関係機関の準備の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策の実施

④ワクチン

【目的】

- ・平時から、円滑なワクチンの接種体制について、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに必要な準備を行い、時には速やかな予防接種へとつなげる。
- ・平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの流通に係る体制整備 ・接種体制の構築 ・情報提供・共有 ・DXの推進による迅速かつ正確な接種記録等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種会場や医療従事者の確保等、接種体制の構築 ・ワクチンや必要な資材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンや必要な資材の供給 ・必要に応じた接種体制の拡充 ・予防接種健康被害救済制度の周知 ・副反応疑い報告やワクチンの安全性に係る情報の収集 ・接種の実施 ・適切な情報提供・共有

⑤保健

【目的】

- ・平時から、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報収集に努める。
- ・県や他市町、医療機関等の地域の関係機関と連携し、感染状況を踏まえた柔軟な対応により、感染拡大のリスクを低減する。

準備期

- ・健康観察及び生活支援のための体制の整備
- ・研修・訓練等を通じた連携体制の構築

初動期

- ・住民への情報提供・共有の開始

対応期

- ・健康観察及び生活支援の協力
- ・感染状況に応じた取組
- ・有事にとるべき行動等の情報提供・共有

⑥物資

【目的】

- ・感染症対策物資等の備蓄等を適切に行うことにより、有事に必要な物資等を確保する。
- ・感染症対策物資等の需給状況を確認し、関係機関と相互に協力する。

準備期

- ・感染症対策物資等の備蓄・更新

初動期

- ・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
- ・感染症対策物資等の配付の準備、配布

対応期

⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

【目的】

- ・市民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、業務計画の策定等の必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

準備期

- ・情報共有体制の整備
- ・新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

初動期

- ・事業継続に向けた準備等の要請
- ・生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

対応期

- ・市民生活の安定の確保を対象とした対応
- ・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応